

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

基本測量の終了(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 雑 報 理容師試験等の平成五年度第二回実地試験の実施(衛生課)

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第七百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による姫路地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年十月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成五年五月一日現在の地番による。)
大字八束水字釜ノ口	大字八束水字釜ノ口のうち二四四七の二及び八〇二、二四四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八束水字向山	<p>大字八束水字釜ノ口二四四七の二及び八〇二、二四四七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八束水字向山のうち八〇八の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八束水字小野田八二六の五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八束水字山崎九九八の二、九九八の四、九九九の三、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二の一部、一〇〇三の一部、一〇〇四の一部、一〇〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八束水字前田和田一〇三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字八東水字小野田</p>	<p>大字八東水字小野田のうち八一九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八二六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八東水字山崎九九三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九九二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八東水字九鳥</p>	<p>大字八東水字九鳥の全域 大字八東水字東谷九七三から九七七まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八東水字東谷</p>	<p>大字八東水字小野田八一九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字八東水字東谷のうち九七三から九七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八東水字山崎九九一、九九二の二、九九三の二の一部、九九四の二、九九五の四、九九六及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八東水字山崎東平九九七の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字八東水字山崎</p>	<p>大字八東水字山崎のうち九九一、九九二の二、九九三の二、九九四の二、九九五の四、九九六、九九八の二、九九八の四、九九九の三、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二の一部、一〇〇三の一部、一〇〇四の一部、一〇〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八東水字山崎鼻の全域 大字八東水字前田和一〇三三の一部、一〇三五、一〇三七の一部、一〇三九の一部、一〇四〇の一部、一〇四四、一〇四五の二の一部、一〇四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八東水字山崎東平</p>	<p>大字八東水字山崎東平のうち九九七の三及びこれと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字八東水字前田和</p>	<p>なす国有地以外の区域 大字八東水字向山八〇八の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字八東水字前田和のうち一〇三三の一部、一〇三五、一〇三七の一部、一〇三九の一部、一〇四〇の一部、一〇四四、一〇四五の二の一部、一〇四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八東水字和田一〇五五、一〇五七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇五五の一、一〇五八と一体をなす国有地の一部 大字八東水字寺山一六三の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八東水字和田</p>	<p>大字八東水字和田のうち一〇五五、一〇五七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇五五の一、一〇五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八東水字寺山</p>	<p>大字八東水字寺山のうち一六三の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八東水字屋敷一一九五の一、一二七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八東水字屋敷</p>	<p>大字八東水字屋敷のうち一一九五の一、一二七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八東水字小井津</p>	<p>大字八東水字小井津のうち一三〇九、一三〇九の二の一部、一三一〇の一部、一三一〇の二、一三一〇の三の一部、一三一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八東水字破戸</p>	<p>大字八東水字小井津一三〇九の二の一部、一三一一〇から一</p>

<p>大字八束水字植木前暮橋</p>	<p>三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八束水字破戸口のうち一三一四の一、一三一五の一部、一三一六の一部、一三一七、一三二三の二の一部、一三二四から一三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八束水字崩田引坂一四八九の一及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八束水字口</p>	<p>大字八束水字小井津一三〇九、一三二〇の一 大字八束水字破戸口一三一四の一、一三一五の一部、一三一六の一部、一三一七、一三二五の一部、一三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八束水字植木前暮橋の全域 大字八束水字口大水上一四〇七の一部、一四〇八の一部</p>
<p>大字八束水字細谷</p>	<p>大字八束水字破戸口一三二四の一部、一三二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八束水字口大水上のうち一四〇七の一部、一四〇八の一部以外の区域 大字八束水字細谷のうち一四三八の二、一四三九及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三七、一四三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八束水字鳥越嶮畑</p>	<p>大字八束水字破戸口一三二三の二の一部、一三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八束水字細谷一四三八の二、一四三九及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三七、一四三八の一と一体をなす国有地の一部 大字八束水字鳥越嶮畑の全域 大字八束水字崩田引坂一四七九、一四八三の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字八束水字崩田引坂</p>	<p>大字八束水字崩田引坂のうち一四八九の一及び一四七九、一四八三の二、一四八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字八束水字山崎</p>
<p>鳥取県告示第七百八十五号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業に係る姫路地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。 平成五年十月五日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
<p>鳥取県告示第七百八十六号 次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。 平成五年十月五日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五〇の四八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取県告示第七百八十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規実に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年十月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成）

二 作業地域 米子市及び境港市

三 終了年月日 平成五年八月三十一日

鳥取県告示第七百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月六日 鳥取県指令受鳥土維第百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方町一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県津山市鍛冶町三七

全泰通商株式会社

代表取締役 全本親民

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十月五日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	雪だるまソノV	豊丸産業株式会社
"	スーパーシュート	"
"	スノージェット2	"
"	トンパッパ	"
"	ソロッター2	株式会社大一商會
"	ソロッター3	"
"	バズーカ	株式会社三洋物産
"	ビッグバソII	"
"	C R福丸	"
"	福丸A	"
"	エンゼルハート	"
"	福丸V	"
"	メロデイナーII	"
"	キャロルA	"

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成5年度第2回実地試験を次のとおり実施する。

平成5年10月5日

財団法人理容師美容師試験破修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

1 試験期日 平成5年12月13日（月）

2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3

鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験願書受付期間

平成5年11月15日（月）から同年11月19日（金）までの日の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成5年11月19日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

13,000円を所定の方法により納付すること。

<p>6 その他</p> <p>(1) 受験願書等配布場所 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部</p> <p>(2) 受験願書等配布期間 平成5年10月18日(月)から同年11月11日(木)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 問合せ先 〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (電話0857-29-6086)</p>	<p>1 届出者の名称及び住所 有限会社フレッシュハウスフタナベ 米子市西福原970</p> <p>2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 フレッシュハウスフタナベ青木店 米子市永江559</p> <p>3 現在の店舗面積 659㎡</p> <p>4 増加しようとする店舗面積 415㎡</p> <p>5 店舗面積を増加する日 平成6年3月1日</p>
<p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成5年10月19日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。</p> <p>平成5年10月5日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中 蓬 篤</p> <p>○法第6条第2項の届出に係るもの</p>	